

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【会社名】	燦キャピタルマネージメント株式会社
【英訳名】	Sun Capital Management Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 健 司
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目3番33号
【電話番号】	06 - 6205 - 5611
【事務連絡者氏名】	社長室室長 松 本 一 郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目3番33号
【電話番号】	06 - 6205 - 5611
【事務連絡者氏名】	社長室室長 松 本 一 郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 500,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	143個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年3月1日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 社長室 大阪市北区中之島二丁目3番33号
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成22年3月1日(月)
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行は、平成22年2月12日開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 申込み方法は、申込期間内に申込取扱場所に申し込みをすることとします。
3. 本新株予約権証券の募集は第三者割当ての方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数の定めはない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、当社普通株式14,300株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)、但し、下記2.および3.により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」の「2.行使価額の調整」の規定に従って行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」の「1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」の「2.行使価額の調整」に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」の「2.行使価額の調整」の(2)号および(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、株式会社ISホールディングスおよび当社間で平成21年12月1日に締結した劣後特約付金銭消費貸借契約(以下、「本劣後ローン」という。)に基づく貸金元本債権(以下「本劣後ローン債権」という。)とし、その価額は、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、35,000円とする。但し、行使価額は下記2.「行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p>
-----------------------	--

新株予約権の行使時の払込金額	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（以下「ヘラクレス市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	500,500,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 35,000円（但し、行使価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」の「2. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。）</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 17,500円（但し、本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた数とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。）</p>
新株予約権の行使期間	平成22年3月1日から平成27年2月28日（但し、平成27年2月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 社長室</p> <p>2. 取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 払込取扱場所 該当事項はありません。</p>

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 新株予約権の行使期間の定めにかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においてのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(1) 本劣後ローン契約に基づく元本または利息の支払が繰り延べられた場合 当該事由が生じた日以降の期間</p> <p>(2) 当社の普通株式について、日本のいずれかの金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）において上場廃止された場合（但し、上場廃止基準に抵触しない、又は抵触するおそれのない状況において、当社の意思により、当社が、当社の普通株式が上場されている金融商品取引所に対して上場廃止申請を行った場合（当該金融商品取引所以外の他の金融商品取引所に当社の普通株式が上場されている場合に限る。）を除く。） 当該事由が生じた日以降の期間</p> <p>(3) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換および株式移転その他これらに準ずる会社組織の変更に係る行為が行われることが公表された場合 当該事由が生じた日以降の期間</p> <p>(4) 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。）において当社の普通株式が整理銘柄又は整理ポストに指定された場合（ただし、上場廃止基準に抵触しない、又は抵触するおそれのない状況において、当社の意思により、当社が、当社の普通株式が上場されている金融商品取引所に対して上場廃止申請を行った場合（当該金融商品取引所以外の他の金融商品取引所に当社の普通株式が上場されている場合に限る。）を除く。） 当該事由が生じた日以降の期間</p> <p>(5) 当社に対して公開買付け開始公告（金融商品取引法第27条の3第1項に規定する公告をいう。）がなされた時 当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間</p> <p>(6) 当社が本新株予約権の行使制限を解除する旨を取締役会で決議し、新株予約権者に対して書面で通知した場合 当該通知で定める期間（但し、当該通知において期間に関する定めがない場合、新株予約権者が当該通知を受領した日以降の期間）</p> <p>2. 劣後ローン債権の全額が返済された場合、かかる劣後ローン債権の全額の返済がなされた日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1. 当社は、一定の事由が生じたことを条件として本新株予約権を取得することができる。</p> <p>2. 本劣後ローン債権の全額が返済された場合、かかる劣後ローン債権の全額の返済がなされた日（以下「全額返済日」という。）以降、会社法第273条および第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>3. 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うことを当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、無償で、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使の際の出資の目的として、割当予定先が有する本劣後ローンの元本債権500,500,000円を充当する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称および住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「(2)」「新株予約権の内容等」「新株予約権の行使期間」に定める行使期間中に上記「(2)」「新株予約権の内容等」「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求日の6営業日後の日に発生する。

2. 本新株予約権証券

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

3. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (4) 新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当
本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された普通株式を、当該基準日において他の当社発行済株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

本劣後ローン債権の現物出資の方法によるため、手取金はありません。

(2) 【手取金の使途】

本劣後ローン債権の現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社 I S ホールディングス
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 遠藤 昭二
資本金	600百万円
事業の内容	I T 事業および金融事業
主たる出資者及びその出資比率	遠藤 昭二 51.37%

(注) 上記記載内容は、本届出書提出日現在におけるものであります。

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成21年9月30日現在)	15,000株
人事関係等	代表取締役社長遠藤昭二氏は、平成21年8月31日当社臨時株主総会において、当社の社外取締役に就任しております。	
資金関係等	本劣後ローンにより、当社は500百万円を借り入れております。	
技術又は取引等	該当事項はありません。	

(注) 上記記載内容(但し、割当予定先が保有している当社の株式の数を除く。)は、本届出書提出日現在におけるものであります。

(3) 割当予定先の選定理由

割当予定先が有する本劣後ローン債権に債務不履行等が発生した場合に、割当先が本劣後ローン債権を回収する手段として、本新株予約権を割当てると致しました。

(4) 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

普通株式 14,300株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権者である限り、当社取締役会の決議による承認を得て本新株予約権を第三者に譲渡する予定はありません。また、割当予定先と当社との間で締結した本劣後ローン契約における本劣後ローン債権を、原則として、本新株予約権者でない者に譲渡する予定もありません。つまり、本新株予約権と本劣後ローン債権が異なる者に帰属することは想定されず、割当予定先は本劣後ローンの債権者である限り、本新株予約権を保有する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

平成21年12月1日付で本劣後ローンを締結しており、当社は500百万円を借り入れております。本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本劣後ローンの当該元本債権であります。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体(以下、「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては第三者機関によるスクリーニング調査を行っており、特定団体等には該当しない旨の回答を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

- ・本新株予約権には譲渡制限を設けています。
- ・本新株予約権の譲渡には当社取締役会の決議による承認を要するものとし、また、割当予定先との本新株予約権の割当契約において、割当先は本新株予約権を原則として第三者に譲渡できない旨定めており、また定める予定です。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容等の諸条件を考慮して、第三者算定機関、株式会社ブルータス・コンサルティングが一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定した本新株予約権の理論的価値の算定結果、本新株予約権により実現される経済的効果(割当予定先は、当社の劣後ローン契約の不履行等がない限り本新株予約権の行使を行うことができないこと等、同契約および割当予定先との間で締結予定である本新株予約権の割当契約において劣後ローン債権および本新株予約権を第三者に譲渡しない旨を約束していること、当社株式の流動性等)を勘案し、また、本新株予約権は本劣後ローン債権の担保手段としての発行であることを踏まえ、合理的な発行条件であると判断し、本新株予約権の発行価額を無償と致しました。

なお、発行価額が無償であることについては、会社法第238条第3項第1号に規定されている特に有利な条件には該当しないと判断しており、当該判断に当たっては、前述のとおり、第三者評価機関による本新株予約権の理論的価値の算定結果を参考としております。また、当社監査役会より、本新株予約権の発行に関し、有利発行規制および開示規制の趣旨に照らして監査した結果、払込金額等の発行条件その他本新株予約権の発行に関する当社取締役会の意思決定プロセスにおいて、著しく不合理な点は認められなかった旨の意見表明書を入手しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	平成21年9月30日		割り当てられた新株予約権が行使された場合	
		所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合
株式会社I Sホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	15,000	25.38%	29,300	39.92%
前田 健司	大阪市都島区	15,780	26.70%	同左	21.50%
佐々木康裕	西宮市	4,800	8.12%	同左	6.54%
増田 洋介	東京都大田区	1,800	3.04%	同左	2.45%
バンク ジュリウス ベア カンパニー リミテッド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE36 P.O.BOX 8010 Zurich (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	1,410	2.38%	同左	1.92%
株式会社アドバンスクリエイト	大阪市中央区瓦町3丁目5-7	972	1.64%	同左	1.32%
崎山 昭仁	神戸市西区	933	1.57%	同左	1.27%
塩田 博昭	東京都目黒区	888	1.50%	同左	1.21%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	819	1.38%	同左	1.12%
株式会社ユニオン	大阪市西区南堀江2丁目13-22	600	1.01%	同左	0.82%
計		43,002	72.72%	57,302	78.07%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 「財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」

組込情報の有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日までの間において、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象は下記のとおりです。

1. 株式分割

当社は、平成21年7月30日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、下記のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるべく、当社1株当たりの投資金額を引下げ、株式の流動性の向上および投資家層の拡大を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成21年8月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

平成21年8月31日最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数としております。

1株当たりの情報に関する影響

当該株式が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報および当期首に行われたと仮定した場合の当第1四半期連結累計期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
36,882.18円	36,913.17円

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 4,408.66円	1株当たり四半期純損失() 599.79円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 -	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 -

(注) 前第1四半期連結累計期間において、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第1四半期連結累計期間において、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2．ヤマゲン証券株式会社（旧N I S証券株式会社）との業務提携に関する基本合意の解除

当社は、平成21年8月31日付で、次の業務提携に関する基本合意を解除しております。

相手先	内容
ヤマゲン証券株式会社 (旧N I S証券株式会社)	不動産関連事業等を中心とした業務提携

3．株式会社I Sホールディングスとの劣後特約付金銭消費貸借契約

当社は資本・業務提携先である株式会社I Sホールディングスとの間で、平成21年12月1日付で、次の劣後特約付金銭消費貸借契約（以下、「本劣後ローン」といいます。）を締結しております。

<本劣後ローンの概要>

借入人：当社

貸付人：株式会社ISホールディングス

金額：500,000,000円

実行日：平成21年12月1日

満期日：平成26年11月30日

返済方法：一括返済

期限前弁済は可能。

適用利率：年率2.2%

但し、本劣後ローン契約締結日以降に到来する借入人の毎事業年度末時点での連結計算書類等に記載する連結での損益計算書において、営業損益または経常損益が損失となった場合には、当該事由が消滅したことを貸付人が確認するまで、一律年0.4%に引き下げる。

担保提供：無担保・無保証

弁済順位：借入人が法的倒産手続きに入った場合、一般債権に劣後する。

資金用途：各投資案件等への投資

第2 「事業等のリスク」

組込情報の有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年2月12日）現在においてもその判断に変更はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月19日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐 伯 剛

指定社員
業務執行社員

公認会計士 砂 畑 昌 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 伯 剛指定社員
業務執行社員 公認会計士 砂 畑 昌 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社は事業区分の変更を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6 月19日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐 伯 剛

指定社員
業務執行社員

公認会計士 砂 畑 昌 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社は事業区分の変更を行っている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月27日開催の取締役会において、株式会社ISホールディングスとの間で、資本・業務提携に関する基本合意書を締結すること、並びに、同日および平成21年5月29日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による普通株式の発行を実施することを決議した。更に、平成21年6月12日開催の取締役会において、資本・業務提携契約を締結することを決議し、平成21年6月15日に払込手続が完了している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 伯 剛 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年2月12日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐 伯 剛

指定社員
業務執行社員

公認会計士 砂 畑 昌 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐 伯 剛

指定社員
業務執行社員

公認会計士 砂 畑 昌 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月27日開催の取締役会において、株式会社ISホールディングスとの間で、資本・業務提携に関する基本合意書を締結すること、並びに、同日および平成21年5月29日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による普通株式の発行を実施することを決議した。更に、平成21年6月12日開催の取締役会において、資本・業務提携契約を締結することを決議し、平成21年6月15日に払込手続が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。